



令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る国の対応方針について

令和4年12月1日
本部事務局

令和4年11月開催の内閣府「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」において、内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項に係る対応方針案が次のとおり示された。

1 対応状況

個々の提案事項に係る対応方針案については別紙のとおり。

| 対応状況の区分 | 広域連合提案 | 共同提案 (構成府県市提案分) | (参考) 全国計 |
|--------------------|--------|--------------------|-------------|
| (1) 提案の趣旨を踏まえ対応(※) | 5 | 12 | 198 |
| (2) 現行規定で対応可能 | 0 | 0 | 15 |
| (3) 実現できなかったもの | 0 | 0 | 22 |
| 計 | 5 | 12 | 235 |

※ 対応方針が閣議決定される予定のもの。提案どおり実現するものだけでなく、提案の一部のみの実現や異なる措置による対応も含まれる。

2 今後のスケジュール

12月中下旬 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

内閣府と関係府省との間で調整が行われた提案事項一覧（令和4年）

1 関西広域連合提案（5件）

| 提案事項 | 求める措置 | 対応方針案 |
|---|---|--|
| 資格免許・登録関係手続きに係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用〔R4提案募集管理番号（以下「管理番号」）113～117〕 ① 調理師免許 ② 製菓衛生師免許 ③ 全国通訳案内士登録 ④ クリーニング師免許 ⑤ 登録販売者に係る販売従事登録 | 左欄に掲げる資格免許・登録関係手続きについて「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」によりデジタル化し、都道府県及び同手続きに係る府県の事務を一元的に実施している関西広域連合において同システムを活用できるようにすること | 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

備考 ④及び⑤は、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県が実施する事務について、関西広域連合が取りまとめ窓口となって共同提案したもの

2 関西広域連合と構成府県市との共同提案（構成府県市提案分）（12件）

| 提案事項 | 求める措置 | 対応方針案 |
|---|---|--|
| ① 地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化〔管理番号3〕（鳥取県等） | 地域公共交通利便増進実施計画について、軽微な変更に係る手続きの簡素化 | 地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続きの簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。 |
| ② 会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立〔管理番号89〕（徳島県等） | 会計年度任用職員（パートタイム）への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し | 勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ③ 指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等〔管理番号127〕（大阪府等） | 指定介護機関に関する名称その他事項の変更について介護保険法に基づき変更等があった場合には、生活保護法において変更等があったものとみなすこと。指定・届出関係事務の窓口一本化。介護保険法指定データをベースとして生活保護法と一元管理・共有するシステムの構築 | 介護保険法による変更の届出等が行われた場合に、生活保護法上の届出等を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ④ 指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったことをもって指定取消を可能とすること〔管理番号128〕（大阪府等） | 介護保険法に基づく指定取消等処分がなされたことを要件として生活保護法上の指定取消等処分を可能とすること。あるいは、指定取消等処分がなされたことをもって生活保護法上で指定の効力を失う若しくは効力の停止があったものとみなすこと | 介護保険法による指定の取消し等が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 提案事項 | 求める措置 | 対応方針案 |
|---|---|---|
| ⑤ 市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化〔管理番号129〕（大阪府等） | 市区町村の空家対策所管部局が空家法に基づいて福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を、ガイドライン等において明確化すること | 市区町村が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。 |
| ⑥ 私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し〔管理番号159〕（兵庫県等） | 国庫補助制度を一本化する等、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策の充実。国庫補助制度において受入れ障害児が1人であっても補助対象とすること | 幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進・能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。 |
| ⑦ 地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止〔管理番号165〕（兵庫県等） | 交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額等、軽微変更としての報告が求められている全てについて報告を不要とすること | 地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ⑧ 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定〔管理番号166〕（兵庫県等） | 都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること | 令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。 |
| ⑨ 酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化〔管理番号167〕（兵庫県等） | 酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣（市町村長は都道府県知事）との協議事項を報告事項に変更すること | 次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領」を令和7年中に改正し、要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 |
| ⑩ 社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し〔管理番号168〕（兵庫県等） | 内容に重複が見られる調査の整理・統合、調査頻度の削減及び調査時期の統一、オンライン化の推進と基本情報入力簡素化 | 政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。 (介護サービス施設・事業所調査詳細票) 令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 (社会福祉施設等調査詳細票におけるオンラインによる調査等の拡充) 令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (福祉行政報告例の月報) 地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |

| 提案事項 | 求める措置 | 対応方針案 |
|---|---|---|
| ⑪ 地域自殺対策強化交付金に係る申請事務の簡素化〔管理番号169〕（兵庫県等） | 地域自殺対策強化事業実施計画書及び地域自殺対策強化事業実施報告書の簡素化。紙媒体での提出を廃止し、電子データのみでの提出とすること | 地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、実施計画書の様式の見直しなど、事務の簡素化について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 |
| ⑫ 地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化〔管理番号170〕（兵庫県等） | 補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。計画に記載した全個別事業の進捗管理の簡素化 | (内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取に係る事務) 令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 (計画の進捗状況調査) 令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 |